

平成28年8月4日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

日時	平成28年8月4日(木) 午後3時00分
場所	教育委員会室
開会	午後3時00分
閉会	午後3時33分
出席委員	
教 育 長	加 藤 裕 之
委 員	雁 部 隆 治
委 員	阿 部 博 道
委 員	坂 根 慶 子
委 員	淺 松 三 平
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	後 藤 隆 宏
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	岸 川 紀 子
教育委員会事務局参事 (すみだ教育研究所長事務取扱)	高 橋 宏 幸
学 務 課 長	須 藤 浩 司
指 導 室 長	月 田 行 俊
生涯学習課長	岡 本 香 織
スポーツ振興課長	佐 久 間 英 樹
ひきふね図書館長	石 原 恵 美

2 議題について

(1) 議決事項

第1 議案第65号 平成29年度使用特別支援学級用教科用図書採択について

第2 議案第66号 教育長の公益財団法人墨田区文化振興財団評議員の就任について

(2) 報告事項

第1 墨田区学校選択制度実施要綱の一部改正について

第2 平成28年度民謡民舞東東京連合大会受賞者に対する表彰状の授与について

3 会議の概要について

教育長 ただ今から教育委員会を開会します。本日の会議録署名人は雁部委員にお願いします。本日は、議決事項2件、報告事項2件を予定しております。

議決事項第 1・・・資料 P 1～2

議案第 65 号「平成 29 年度使用特別支援学級用教科書採択について」を上程し、指導室長が資料のとおり説明し、補足として次のとおり説明する。

指導室長 (1) 特別支援学級では児童・生徒の障害等の実態に応じて下の学年の教科書や同学年で異なる教科書を使用することが法令で認められています。また、中学校の特別支援学級では、小学校で採択されている教科書であれば使用することが認められています。基本的には、小学校では平成 26 年度に、中学校では平成 27 年度に墨田区で採択した検定済み教科書を使用することになります。(2) 文部科学省の著作教科書については、文部科学省が平成 28 年 4 月に発行した「特別支援学校用(小・中学部)教科書目録」の中の知的障害者用の教科書を使用することになっています。よって、これらを使用することも可能です。(当該資料は、教育委員へタブレット端末により、文部科学省のホームページの掲載箇所を提示)(3) 一般図書については、東京都教育委員会が調査研究している一般図書の中から選ぶように各学校へ通知しています。(当該資料も上記同様にタブレット端末にて東京都のホームページの掲載箇所を教育委員へ提示)平成 24 年度までは特別支援学級の固定級の設置校が選んだ、一般図書や文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を採択していましたが、一般図書については、採択後に絶版になったことがあります。その場合、他の一般図書の中に児童・生徒にとって適当と思われるものがあっても、区が採択した図書の中から選ばなければならないという制約がありますので、絶版したところの教科については、他の図書を回せなくなってしまったという経緯があります。そこで、平成 25 年度から特別支援学級に在籍する一人一人の実態に応じた図書を給与するという観点から「特別支援学校用(小・中学部)教科書目録」にある知的障害者用の教科書全てと「平成 29 年度使用特別支援教育教科書調査研究資料」に記載されている全ての一般図書を区として採択するというので、絶版になったとしてもそれに代わるものを得られる形にしています。都内の学校で使用されている一般図書の中でも既に絶版となったものもあり、昨年度東京都へ確認したところ、5 種類くらいは絶版になっているということでした。それを補うために東京都教育委員会では、市販本でも有益と思われる図書について新たに研究調査を行ってこの中に盛り込んだということです。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はありますか。

雁部委員 この教科書を選ぶ際は、各学校の担当の先生がその子に合ったものを選ぶということですか。

指導室長 基本的には学年単位で選びます。例えば小学 1 年生で特別支援学級に在籍している児童がいれば、その 1 年生用の中から、その学校の子どもたちの実情に応じてこの中から選んで採択してもらおうという形になります。

雁部委員 同じ学年でも子どもによって、ある程度の差がある場合も同じですか。

指導室長 はい、基本的には同じです。

教育長 今、雁部委員の言われたようなことがあった場合には、どのような工夫をされているのですか。

指導室長 例えば ICT でも用意されている教材がありますので、副教材的な扱いで補うことは可能です。

坂根委員 副教材は、毎年学校によって使うものが違うのでしょうか。

指導室長 特別な配慮を要するお子さんに関しては、入ってくるお子さんのそれぞれのケースが違

いますから、そのケースに応じて考えるとすれば、毎年違うということは当然に考えられます。

坂根委員 その時点において、現在の社会的な状況に応じた教材を、お子さんに応じて教員が選んでいるのでしょうか。

指導室長 基本的には、少なくとも学校に採択してもらう教科書がベースになっていますから、そのベースを補完する意味合いでの教材は選ばれていると思います。

坂根委員 分かりました。

教育長 それでは、議案第65号は、児童・生徒の能力及び興味・関心等を考慮し、一人一人の実態に合った教科書を使用する趣旨から、特別支援学校において使用されている文部科学省が著作の名義を有する教科用図書及びこの「特別支援教育教科書調査研究資料」に記載されている全ての一般図書を採択することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり決定することとします。

議決事項第2・・・資料P3～15

議案第66号「教育長の公益財団法人墨田区文化振興財団評議員の就任について」を上程し、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はありますか。

阿部委員 資料P4にある主要事業は、「音楽を主とした舞台芸術の振興事業及び葛飾北斎を主とした浮世絵の振興事業」となっていますが、トリフォニーと美術館の運営ということですね。

庶務課長 はい、そのような意味です。

阿部委員 基本財産はどのくらいあるのですか。

庶務課長 貸借対照表の記載によりますと、基本財産は5億円です。

阿部委員 ちなみに、理事長は区長ですか。

庶務課長 いいえ、理事長は、久保元副区長です。

阿部委員 分かりました。

坂根委員 音楽を主とした舞台芸術の振興について申し上げます。区内では小・中学校の音楽教育のために新日本フィルハーモニー管弦楽団が出前授業をして、小・中学生のための音楽教室やオーケストラ鑑賞教室を行っています。先日、新日本フィルハーモニー管弦楽団の団員であり区内在住でもある方と話をしたところ、ここ10年の間に随分子どもたちが音楽に興味をもつようになり、しかも、鑑賞態度もとても良くなったとのことでした。それは音楽教育の成果が上がったということで、鑑賞教室でも私は必ずこのことを褒めています。また、成人式でも、新日本フィルの演奏が始まると新成人が静まり、聴き入る状態になります。これもまた成果で特筆すべきことだと思います。

教育長 それでは、議案第66号は、原案どおり承認することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり決定することとします。

報告事項第1・・・資料P16～21

「墨田区学校選抜制度実施要綱の一部改正について」、学務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はありますか。

坂根委員 資料P18の「付則」の説明をしてもらえますか。

学務課長 全体的な適用は来年4月1日からですが、その前に墨田区へ転入された方の取り扱いについて、付則2のとおり、改正前のルールを適用するという記載になっています。3月31日までに区外から墨田区へ転入し、適用日に区立学校に転学する者に係る学校選択については従前の例による、ということです。要綱自体は4月1日から適用になるのですが、28年度中に墨田区へ転入された方の取扱は、前のルールを引き継ぐものとしており、それを明記しておかないといけませんので、あくまでも今年度中に転入された方については前のルールと、本人の利益を配慮した形で適用するというものです。

雁部委員 学校選択制度改正の周知方法はどのようにするのでしょうか。

学務課長 区のホームページや区報等、教育広報「いきいき」にも掲載します。また、学校公開等もありますので、各学校へちらしの配布を依頼することにしていきます。実際に学校選択制の書類を送るときに、学校案内と共にルールの変更についても通知を同封します。周知に漏れがないようにしたいと考えています。

雁部委員 学校の説明会の時にも説明するということですか。

学務課長 校長会でもお願いしていることですが、改めて説明したいと思います。

教育長 説明については、徹底するというところでよろしいですか。

学務課長 はい。

阿部委員 原則は学区内の学校に通い、教室等に余裕がある場合には選択できるということは、別の所で謳っているのですか。

学務課長 要綱第6条第4項に、補欠登録者が希望する学校に入学決定しなかった場合は、指定通学区域の区立学校を指定するとあります。

阿部委員 言っていることは分かるのですが、原則はこうで、受け容れに余裕があればその範囲内で選択も取れますというときに、原則はこうだというのが焦点になりますので、どこかに謳っているものはありますか。

学務課長 学校教育法施行令第5条第2項に、就学すべき学校の指定というのがあり、複数の学校がある場合は、教育委員会がその学区域を指定するという規定があり、これに基づいて区は通学区域を指定しています。

阿部委員 その例外というのはあるのですか。

学務課長 通学区域の例外的な取り扱いということで、学校教育法施行規則第32条第1項に規定されているとおり、通学区域制度の弾力的運用ということで、平成9年文部省初等中等教育局長通知の規制緩和の推進に関する意見が、当時の小泉内閣の方針として話が出た経緯があります。

阿部委員 もう一点、「付則」の所で、先ほど坂根委員からも質問のあった、ただし書きの意味がよく分からないのですが、「次項」というのは、付則第2項のことを言っているのですか。

学務課長 はい。

阿部委員 第3項は分かるのですが、付則第2項はどういうことを言っているのですか。3月31日までに転入してくる人は従前どおりということですよ。

学務課長 ただし書きにしないと、28年度中に転入してきた方が新しいルールの適用になってしまうので、そうならないように前のルールを適用するという意味で、そのようにしています。

阿部委員 第2項に書いてあるので、第1項でただし書きの次項とは言わないのではないでしょう

か。単純に第2項で適用前の転入は従前の規程を適用とすると謳っているのですが、ただし書きの次項の適用を平成28年9月1日からとすると、かえって意味が分からないように思います。

教育長 これは、区の法務課でこのように表記するようと言われて、この形になっているのですか。

学務課長 はい。

教育長 確かに、阿部委員が言われるように二重になってしまっていますが、区の法務課ではこのような表現を使っています。ただ、この条文のみを示すと区民の方は分かりづらいと思いますので、リーフレットやホームページ等では分かりやすく掲載するようにしてください。

学務課長 はい。

報告事項第2・・・P22

「平成28年度民謡民舞東京連合大会受賞者に対する表彰状の授与について」、生涯学習課長が説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はありますか。

(質疑・意見なし)

その他・・・資料P23

指導室長 明日(8月5日)のリオデジャネイロオリンピック開会式に第三寺島小学校の児童が、入場行進で参加することになり、区でプレス発表しました。本児童は、すでに2014年、2015年のホノルルマラソンに女子最年少ランナーとして参加し、見事完走しています。そうしたこともあったからだと思うのですが、マクドナルド社が主催する「マクドナルド オリンピックキッズ」に選ばれましたので、ご報告します。

坂根委員 行程ですが、フランクフルト経由でリオデジャネイロに行くようですが、時間がかかるのではありませんか。

指導室長 リオデジャネイロまでの行き方は3とおりあり、すべて乗継ぎが必要です。まず、アメリカ経由は飛行時間が12時間40分+10時間、トランジットが7時間以上あるそうです。次に、ドバイ経由は、飛行時間が12時間+15時間15分、トランジットが5時間あるそうです。そして、ドイツ経由は、飛行時間が12時間+12時間45分、トランジットが2時間40分ということなので、おそらく、日本から到着するまでの時間が一番短いものを行程として選ばれたのではないかと思います。

坂根委員 それは、本人が選んでいるのですか。

指導室長 いいえ。マクドナルド社で選んでいるのだと思います。

坂根委員 分かりました。

教育長 以上で、教育委員会を閉会します。